

第43回 江戸時代松江市中のゴミ捨て場

江戸時代は現代と違ってリサイクルシステムが構築されていたというのが近年の研究成果ですが、人間が生活すればゴミは生じてきますし、時代が移り、世情も変化すれば、すべてをリサイクルするというわけにはいかなかったようです。現代と違って再生可能な物資・塵埃が多かったのは確かですが、それでも不法投棄される塵埃は増えていったのです。

特に松江市中は水をたたえた湖・堀によって、特徴ある景観・水の美りを生かした生活を営んでいましたから、水の汚れはことのほか藩としても警戒をしたようです。

松江藩では藩の達し・法・通知などをそのつど発していますが、それらから見える塵埃についての部分を取り出し、松江藩の塵埃対策を少しまとめてみます。

1. ゴミとは何を指していたのか

別表「藩からの触書一覧」を見ると、塵や芥をどこにでも捨てることの禁令を再三出していますが、その塵・芥とは何を指すのかが具体的に書かれているのは文化10年（1813）の触書です。これは郡村と松江市中に発せられたものです。それによると「堀・土手・川筋などを破損させてはいけない、さらに、これらの場所へ塵埃を廃棄することは禁止すると度々触れを出しているにもかかわらず心得違いの者がいる」と、これまでに塵埃不法投棄を取り締まっているにもかかわらず不届き者がいると嘆いています。そして、その者達が棄てる物は「土手筋へこも具類を積み上げて置いたり、皿・茶碗・瓦・くず・貝殻・竹や木の折れたものを捨てている。これらは農民の使う肥やしにもならないから川などへ捨てるのだろう。全く不埒至極のことである。」と水の中へ捨てられる物は、肥やしとして再利用ができないものだったのです。となるとこれらは水にとっても迷惑なゴミになります。その被害は町屋の堀廻りや大橋川に発生します。いらぬ物を家周辺の堀や大橋川上下の灘筋に捨てるため、堀の内や川下あたりは投棄物で埋まってしまい、その上、出水の時にはその塵埃が流れ出して、水の流れを塞ぎ止める状況になってしまうのです。大水の時、町内は浸水の被害をうけてしまうのです。

2. 再三の注意喚起・触

ゴミと考えていたのは自然にすぐ回帰しない、もしくは回帰しにくい物で、糞尿とか生ごみなどは肥料として重要だったと思われます。

では、このように再三ごみ処理の禁令を出し、水路の浚いや道掃除を町内で行うように、また下水道（溝）の蓋が壊れたりしては行き来に危険だからすぐ直すようになどの注意を喚起し、見張り番を設けて監視し、大橋川川上、川下、灘筋、堀内、水道、砂場で防いだる場所などに塵埃を投棄すれば、見つかった者には罰金が申し付けられるなどの厳しい処置を出していたにもかかわらず、十分な成果が上がらなかったようです。それだけ、市民生活が潤い、活気に満ちはじめていたともいえるのでしょう。

3. ゴミ捨て場の決定

最初の塵埃についての触は享保 17 年（1732）六代藩主宗衍の時だったようです。そして改善されない塵埃処理について、藩はついに捨て場所を決めることにしました。それは安永 4 年（1775）七代治郷の時でした。

その場所は、白潟地区では天神社の後ろ、末次地区は四十間堀の西側と決められました。それもすぐに捨てるのではなく、土手の溜り場所に一時集めてから、御堀方役人に申し出てその指図を受け、それぞれの場所へ捨てるという方法でした。けれど、それから 28 年後の文化 10 年（1813）八代齊恒の時に再び塵埃捨て場の触が出ました。

おそらく、この二か所では手に負えなくなったのでしょう。今度は末次の獵師町の向かい水門の内、東の畑の一か所、獵師町芝手の下の方、そして市内からは離れた西尾町常念寺新田下の水中と決まりました。特に皿小鉢や・瓦くず・貝殻・竹木の折れた物などは獵師町芝手の下側と、西尾町常念寺新田下へ捨てるよう指示されています。捨てる品によって廃棄場所を決めたのです。

このようにおよそ100年の間にゴミ捨て場が決まってきました。最初は厳しい規制でなく、民の善意と道徳心に任せていた感がありますが、次第に法的に規制をかけてでもゴミ処理を考える時代に変化していったようです。しかし、現在に比して圧倒的にリサイクル・再利用の比率は高かったといえるでしょう。

・ [江戸時代松江市中のごみ処理法一覧 \(PDF.212KB\)](#)

(6月1日史料編纂室：内田文恵)